

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (指定管理者：一般財団法人 富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野健康福祉センター及び富山市大沢野老人福祉センター)
指 摘	富山市大沢野健康福祉センター福祉プラザの休館日について、富山市大沢野健康福祉センター条例では、各月第2週及び第4週の火曜日と定めているが、基本協定書では、条例で定められた休館日に加え、12月29日から翌年の1月3日までを休館日としていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市大沢野健康福祉センター福祉プラザの休館日については、条例に定められた休館日のみとし、令和6年12月29日から翌年1月3日は開館するように改めた。 なお、基本協定書については、現在の指定管理期間が令和6年度から令和8年度であることから、次期指定管理期間において見直しを行う予定である。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 福祉政策課 (指定管理者：一般財団法人 富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野健康福祉センター及び富山市大沢野老人福祉センター)
指 摘
富山市大沢野健康福祉センター管理業務仕様書に定められた指定管理業務である健康づくり事業の実施にあたり、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 ② 第三者と契約して施設の一部を占用させ、軽食や飲料の提供を行っていることを把握していたが、再委託の承諾に関する手続きを行わせていなかった。
措 置 状 況
②第三者と委託契約を締結して軽食や飲料を提供していたことについては、令和6年12月、指定管理者に対し、再委託の申請手続きを行うよう指導し、同月に再委託の申請を受け、令和7年1月に承認した。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 福祉政策課 (指定管理者：一般財団法人 富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野健康福祉センター及び富山市大沢野老人福祉センター)
指 摘
富山市大沢野健康福祉センターの利用料金は、富山市大沢野健康福祉センター条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、承諾した利用料金の他に異なる料金体系で運営していることを把握しているにも関わらず、承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
利用料金について、承諾した利用料金の他に異なる料金体系で運営されていたことについては、令和6年12月、指定管理者に対し、承認手続きを行うよう指導し、同月に利用料金承認申請を受け、令和7年1月に承認した。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (指定管理者：一般財団法人 富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野健康福祉センター及び富山市大沢野老人福祉センター)
指 摘	自主事業として、施設の一部を占有してギャラリー展を行っていたが、行政財産の目的外使用許可を受けていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ギャラリー展の開催について、令和6年11月に指定管理者に指導を行い、令和7年1月に指定管理者から行政財産の目的外使用許可申請が提出され、同月許可をした。今後も適切に指導していきたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉協議会)
指 摘	(ア) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会処務規程において、施行する文書には、決裁文書と照合の上、契印を押さなければならないとされているが、契印が押印されていない文書が見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘内容について、団体に対し是正を指示した。令和6年12月から社会福祉法人富山市社会福祉協議会処務規程第30条第1項に基づき、該当文書への押印と契印を適切に運用している旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉協議会)
指 摘	(イ) 休日において勤務を命じる場合は正規の勤務時間中に勤務した全時間について休日給を支給すべきところ、週休日の超過勤務手当135/100として支給したことにより、端数処理を行った結果、過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図らるたい。
措 置 状 況	指摘内容について、団体に対して是正を指示した。過大支給分の給与については12月支給の給与にて精算処理を行い、また、超過勤務命令簿の記入例の作成及び職員への周知を行った旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉協議会)
指 摘	(ウ) 休日に勤務を命じる場合、代休日の指定は1日単位で行うべきところ、休日に命じた5時間45分の勤務について、4時間の代休日の指定を行い、残りの1時間45分に休日給を支給したものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘内容について、団体に是正を指示した。過小支給分の給与については、12月支給の給与にて精算処理を行い、すでに取得済みの振替休日については有給休暇へ変更し、また、週休日の振替等に関するマニュアルを作成し、全職員へ配布した旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

<p>監 査 対 象</p> <p>福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者:社会福祉法人富山市社会福祉協議会) (指定管理施設:富山市大沢野高齢者いきがい工房)</p>
<p>指 摘</p> <p>(ア)富山市高齢者いきがい工房条例において、開館時間は午前9時から午後5時までと定められているが、指定管理者は、正午から午後1時までを施設の消毒や換気等のために入館することができない時間であるとして施設入口に掲示しており、また、使用承認申請書において、使用時間を午前9時30分から午前11時30分まで又は午後1時30分から午後3時30分までのいずれかを選択させており、一部の開館時間の制限をしていたので、改善を図られたい。</p>
<p>措 置 状 況</p> <p>条例に基づく開館時間については、利用希望があれば対応していたが、施設入口の掲示及び使用承認の表現では、利用者に対して誤解を招く恐れが高いことから、指定管理者に対して指導し、施設入口の掲示については撤去させ、また使用承認申請書についても、令和6年12月より表記内容を変更し、開館時間の制限を行うことのないよう対応した。</p>

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

<p>監 査 対 象</p> <p>福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者:社会福祉法人富山市社会福祉協議会) (指定管理施設:富山市大沢野高齢者いきがい工房)</p>
<p>指 摘</p> <p>(ウ)富山市大沢野高齢者いきがい工房条例施行規則において、施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付することとされているが、交付が不要であると申し出た申請者に対して、使用承認書を交付させていなかったことを把握していたにもかかわらず、指導していなかったため、改善を図られたい。</p>
<p>措 置 状 況</p> <p>指定管理者に対して、使用承認申請書について使用承認書の交付を不要とする欄の削除及び使用承認書の交付をするよう指導し、令和6年12月より対応済みである。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

<p>監 査 対 象</p> <p>福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者:社会福祉法人富山市社会福祉協議会) (指定管理施設:富山市大沢野高齢者いきがい工房)</p>
<p>指 摘</p> <p>(エ)指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、指定管理者が再委託していることを把握しているにもかかわらず、市の承諾を受けるよう指導していなかったため、改善を図られたい。</p>
<p>措 置 状 況</p> <p>従来より対応がなされていなかったため、基本協定に基づき再委託の申請を提出し、承諾を受けるよう指定管理者を指導し、令和6年度より指定管理者からの申請に基づき、書面による承諾を行っている。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課 (出資団体：公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター)
指 摘	職員の超過勤務手当について、支給漏れにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	支給漏れとなっていた超過勤務手当については、令和6年10月度の給与支給日に合わせて当該職員に対し、支給したとの報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	一般社団法人 越中八尾観光協会 (所管：商工労働部 観光政策課 ) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(ア) 富山市八尾曳山展示館の使用申請について、富山市八尾曳山展示館条例施行規則に定める使用承認申請書を提出させておらず、利用料金減免申請書のみを提出させて使用させていた事例が複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	<p>(イ) 富山市八尾曳山展示館条例施行規則において、使用承認申請書は、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認める場合を除き、使用日の前6月から当該使用日の2週間前までの間に提出しなければならないとされているが、相当の理由がないにもかかわらず、定められた期間よりも前に使用承認申請書を受理しているものが見受けられた。また、使用承認申請書の提出がないまま使用させ、使用後に提出された使用承認申請書を受理している事例が見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	一般社団法人 越中八尾観光協会 (所管：商工労働部 観光政策課 ) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(ウ) 富山市八尾曳山展示館の使用の承認について、使用を承認したときは、富山市八尾曳山展示館条例施行規則に定める使用承認書を交付するとされているが、交付していないものや、承認の要件を満たさない状態で交付しているものがあり、また、記載内容に不備がある状態で交付しているものが多数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(エ) 富山市八尾曳山展示館にかかる使用承認事項の変更については、使用者が、当初に交付された使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならないが、それを行わず、指定管理者が、当初に提出された使用承認申請書に変更事項を記入することにより処理していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところであり、今後、使用承認事項の変更に係る申請があった場合には、適切に対応するよう徹底していく旨の報告を受けている。 あわせて、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(オ) 富山市八尾おわら資料館の使用承認申請書及び利用料金減免申請書について、富山市八尾おわら資料館条例施行規則に定める様式を使用させておらず、また、指定管理者に提出する書類であるにもかかわらず、宛先が富山市長となっていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に定めのある様式を使用するよう対応を改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(イ) 指定管理業務を第三者に再委託する場合は、基本協定書において事前に市の書面による承諾を受けることとされているが、書面による承諾を受けていない業務や申請時とは異なる業者に再委託している業務があり、また、再委託業者との契約書が確認できないものが複数あったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年10月に指定管理者において内部研修を実施され、同年12月4日に、現地調査を実施し設備の適切な維持管理について指導したところであり、今後、施設管理の適正を期するため適切な事務処理体制の強化に向けて、定期的に現地検査を実施するなどし、必要な指示、指導を行ってまいりたい。 なお、申請時とは異なる業務や業者への再委託が見受けられたものについては、令和6年12月に再委託に係る協議書を提出させ、令和7年1月にその承諾を行った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(エ) 富山市八尾曳山展示館の利用料金は、富山市八尾曳山展示館条例で定める額を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることとされているが、各種割引サービスに係る割引後の利用料金について市長の承認を得ていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて行政経営課と協議を行い、各種割引サービスに係る割引後の利用料金については、市長の承認を受けて定める利用料金ではなく、条例、規則に基づく利用料金の減免に係る手続により、減免（割引）を行っているものであることが確認できたため、指定管理者に周知したところである。 また、指定管理者においては、令和6年10月に指定管理者制度事務全般に係る内部研修を実施され、理解を深められたところであり、今後、施設管理の適正を期するため適切な事務処理体制の強化に向けて、定期的に現地検査を実施するなどし、必要な指示、指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(ケ) 富山市八尾曳山展示館及び富山市八尾おわら資料館の利用料金について、富山市八尾曳山展示館条例及び富山市八尾おわら資料館条例に基づき10円未満の額については四捨五入して端数処理を行うべきところ、端数処理を行わずに1円単位で徴収していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
指 摘	(コ) 富山市八尾曳山展示館の利用料金の減免を受けようとする者は、減免の理由を証する書類を添えて減免申請書を提出することとされているが、減免の理由を証する書類が添付されていないものが多数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査の実施を受けて速やかに規則に則った対応に改めたところである。 また、令和6年10月、職員に対し条例、施行規則、基本協定書などを配布し、適切な事務処理について研修を実施するなど、理解を深めたところであり、今後も定期的に研修等を実施することで適切な事務処理を継続して行えるよう徹底していく旨の報告を受けている。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課・長寿福祉課 (指定管理者：一般財団法人 富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野健康福祉センター及び富山市大沢野老人福祉センター)
意 見	施設使用の申請について、基本協定書の大沢野健康福祉センター及び大沢野老人福祉センター管理業務仕様書において、市等の施設の優先使用に関する取扱いを定めているが、この取扱いには法的根拠がないため、施設の設置目的に鑑み、優先使用に関する考えを整理されたい。
回 答	施設の使用申請について、今後は、市等の優先使用を行わないように改め、指定管理者へ指導を行った。また、基本協定書については、現在の指定管理期間が令和6年度から令和8年度であることから、次期指定管理期間において、市等の施設の優先使用に関する取扱いを基本協定書から削除し、見直しを行う予定である。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者 一般社団法人 越中八尾観光協会) (指定管理施設：富山市八尾曳山展示館、富山市八尾おわら資料館)
意 見	八尾曳山展示館において、指定管理者に対する前回監査（令和元年度）での指摘事項や改善を指示する事項へのフォローアップができておらず、指摘事項及び改善を指示する事項の件数が前回は上回ったことから、指定管理者の事務処理体制が強化されるよう積極的に支援を行うとともに、基本協定書に基づき、指定管理者に対して、施設管理の適正を期するために必要な指示を行われたい。
回 答	監査の実施を受けて、令和6年10月、指定管理者において、条例、施行規則、基本協定書などを職員に配布するほか、適切な事務処理について職員研修を実施されており、今後も定期的に研修等を実施されることで適切な事務処理が徹底されることとなっている。 あわせて、これまでの監査指摘事項等を踏まえ、適切な事務処理に係るチェックリスト等を指定管理者と連携して、令和6年度内に作成し活用するほか、複数人でのチェック体制の整備を指示したところである。 今後、施設管理の適正を期するため適切な事務処理体制の強化に向けて、定期的に現地検査を実施するなどし、必要な指示、指導を行ってまいりたい。